

第5章 災害ボランティア受け入れ体制整備計画

1. 計画の概要

大規模な災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等に、重要な役割を担うことが期待される災害ボランティアについて、町が実施する受け入れ体制及び活動環境の整備について定める。

2. 一般ボランティア

(1) 意義

一般ボランティアとは、被災者の生活支援を目的に、専門知識、技術等を必要としない自主的な活動をいう。

(2) 活動分野

一般ボランティアの関与が効果的と考えられる主な活動分野は次のとおりである。

- ① 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- ② 救援物資、資機材等の配分・輸送
- ③ 家財の搬出、家屋の片付け、瓦礫の撤去
- ④ 災害情報、生活情報等の収集・伝達
- ⑤ 被災者の話を聞く傾聴活動

(3) 受け入れ体制の整備

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、三川町社会福祉協議会、日本赤十字社、NPO、ボランティア関係機関・団体等と相互の連携を図り、災害時におけるボランティアの受け入れ体制を整備する。

- ① 町災害ボランティア支援本部の設営に係る指針及びマニュアル等の点検、整備
- ② 町災害ボランティア支援本部の設営シミュレーションの実施
- ③ 町災害ボランティア支援本部の運営者等の養成及び登録
- ④ 町災害ボランティア支援本部の設置場所、運営資機材等の確保
- ⑤ 地域における防災意識の普及啓発
- ⑥ ボランティア保険の普及啓発及び加入促進

3. 専門ボランティア

(1) 意義

専門ボランティアとは、関係機関の要請に基づき、行政・企業・民間団体から派遣される専門知識、技術等を必要とする自主的な活動をいう。

(2) 活動分野

専門ボランティアの主な活動分野、内容等は次のとおりである。

区 分	活動内容	必要な資格等
医療ボランティア	発災直後の医療活動や病院等における医療支援活動等	医師、歯科医師、薬剤師、看護師等
介護ボランティア	避難所等での要介護者への支援、一般ボランティアへの介護指導等	介護福祉士、ホームヘルパー等 介護業務の経験者
手話通訳、要約筆記ボランティア	手話通訳、要約筆記による情報提供活動や要援護者の生活支援等	手話、要約筆記に堪能な者
外国語通訳ボランティア	外国語通訳による情報提供活動等	外国語に堪能な者

水防協力団体(ボランティア)	水防活動への協力、情報収集や普及啓発活動等	水防管理者が指定した団体
消防ボランティア	初期消火活動や救急救助活動その他避難誘導等の支援	消防業務の経験者
被災建築物応急危険度判定ボランティア	建物倒壊・外壁等の落下の危険度調査による建物使用の可否判定等	被災建築物応急危険度判定士
被災宅地危険度判定ボランティア	住宅宅地の危険度判定等	被災宅地危険度判定士
通信ボランティア	アマチュア無線等による被災地の情報収集、提供活動等	アマチュア無線技士
緊急点検、被害調査ボランティア	公共土木施設等の緊急点検や被害状況の調査	県との協定締結団体の登録会員
動物救護ボランティア	負傷動物及び飼い主不明動物等の救護	獣医師及び動物愛護等の知識を有するもの

(3) 受け入れ体制の整備

町は、町社会福祉協議会、県、日本赤十字社、NPO及びボランティア関係団体等と相互に連携を図り、専門ボランティアの活動環境等を整備するため、次の取り組みを進める。

- ① ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるため、広報・普及啓発を推進する。
- ② ボランティアの募集を積極的に行うとともに、ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録や協定締結等を推進する。
- ③ ボランティア登録者等が、災害時に適切に行動できる知識、技術等を身につけてもらうため、ボランティア活動分野ごとの訓練や研修等を実施する。
- ④ ボランティア活動の安全性を確保するため、ボランティア保険の普及・啓発、加入促進を図る。
- ⑤ ボランティア活動が、迅速かつ的確になされるよう、受け入れや調整を行う体制の整備を図る。

4. 活動環境の整備

町及び県は、被災者ニーズ等の情報提供方策の整備やボランティア団体の活動支援、リーダー育成など、ボランティア活動の環境整備を図る。